

ID: 42

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	宝積寺タウンセンターの設置及び管理に関する条例 第5条ただし書		
例規番号	平成元年条例第33号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第5条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責によらない理由により、利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付する。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日